

# 読書バリアフリー基本計画について

## 1 読書バリアフリー法の概要

### 目的(1条)

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する

### 基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

### 国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施(4条)
- ・地方公共団体は、**国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施(5条)**

### 基本計画の策定(7条・8条)

ア 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。(7条)

**イ 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。(8条)**

### 基本的施策(9条から17条まで)

- ・視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)
- ・インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)
- ・外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)
- ・端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)
- ・情報通信技術の習得支援(15条)
- ・アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等(16条)
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)

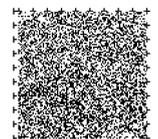
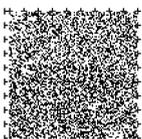
### 協議の場等(18条)

- ・関係者による協議の場を設ける

## 2 読書バリアフリー基本計画について

### (1) 読書バリアフリー計画策定の根拠

読書バリアフリー法第5条及び第8条の規定により、国の基本計画を踏まえて、地域の実情に合わせた地方自治体独自の読書バリアフリー計画を策定することが求められている。(※地方自治体の策定は努力義務)



(2) 地方自治体の読書バリアフリー計画に記載すべき具体的施策（国事務連絡より）

- ア 基本的な方針
- イ 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）
- ウ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）
- エ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）
- オ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援情報通信技術の習得支援（14条及び15条関係）
- カ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

3 読書バリアフリー基本計画に関わる福祉局の取組

事業名	事業概要	計画との対応
視覚障害者用図書製作貸出事業	視覚障害者等に対し、視覚障害者等用図書（点字図書、録音媒体等）を製作し、貸出し又は交付する	9条、10条、11条
点字図書館運営費補助	視覚障害者の要求に応じて、無料又は低額な料金で点字図書刊行物及び録音物等を閲覧させる点字図書館の運営費を補助する	9条
視覚障害者用図書レファレンスサービス事業	視覚障害者等からの視覚障害者等用図書及びその出版に関する照会に対し、情報を提供する	10条、11条
障害者デジタル技術支援総合基盤整備事業	障害者のITの利用機会や活用能力の格差是正を図るために、障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村における障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等に障害者に対するIT支援に関する知識の習得を目的とした研修を実施する	9条、10条、11条、14条、15条
点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業	点訳・朗読に関する知識と経験を有するものに対し、指導方法、専門点訳技術等を指導する	17条

4 その他、福祉局における視覚障害関連事業

- (1) 重度視覚障害者ガイドセンター運営事業
- (2) 点字情報ネットワーク事業
- (3) 在宅視覚障害者福祉（青年・家庭生活・中途）
- (4) 点字録音刊行物作成配布事業

